

Pick Up

03和歌山市会計年度任用職員（事務員）採用試験

問 人事委員会事務局 ☎435-1371

令和9年4月1日採用予定の会計年度任用職員（事務員）採用試験を実施します。

- 採用人数／50人
- 主な職務内容／窓口等での受付対応業務、課における事務等
- 受験案内／人事委員会事務局・総合案内所（市役所1階）で配布
市HPからもダウンロード可
- 申込／10月23日☎から11月11日☎までに電子申込
- 第1次試験日／12月5日☎

※詳しくは受験案内・市HPをご覧ください



HP



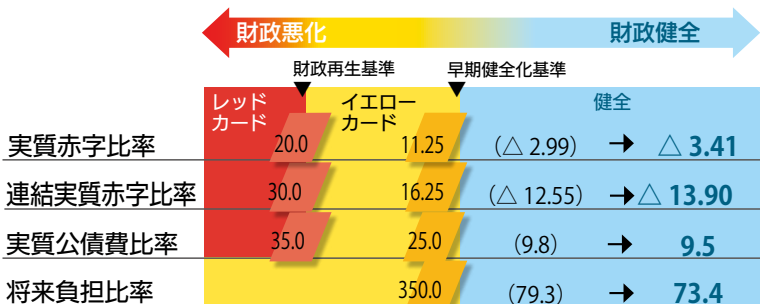
Pick Up

04令和7年度決算に基づく健全化判断比率等を算定

問 財政課 ☎435-1031

本市の健全化判断比率、および公営企業に係る資金不足比率は、いずれも早期健全化基準等をクリアしており、これらの指標は適正な水準にあります。

※右の図について
・（ ）内は、前年度の比率です。
・実質赤字比率と連結実質赤字比率の△は、黒字をマイナス表示した場合の数値です。



【用語説明】

- ▶健全化判断比率…地方公共団体の財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、以下の財政指標が健全化判断比率として法律で定められています。
 - (1)実質赤字比率…一般会計等の赤字の程度を財政規模に対する比率として指標化したもの
 - (2)連結実質赤字比率…全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を財政規模に対する比率として指標化したもの
 - (3)実質公債費比率…一般会計等の市債の返済額及びこれに準じる額の大きさを財政規模に対する比率として指標化したもの
 - (4)将来負担比率…一般会計等の借入金など将来負担すべき実質的な負債を財政規模に対する比率として指標化し、将来における財政負担の度合いを示したものの
- ▶資金不足比率…公営企業の資金の不足額を事業規模に対する比較として指標化し、経営状態の悪化の度合いを示したものの
- ▶早期健全化基準（経営健全化基準）…自主的な改善努力により財政の健全化を図るべき基準（イエローカードに相当）
- ▶財政再生基準…国等の関与により確実な財政再生を図るべき基準（レッドカードに相当）

Pick Up

05人事行政の運営等の状況

問 人事課 ☎435-1019

人事行政の透明性を一層高めるために、市職員の給与の現状や人件費等を公表します。詳細は、市HP（ID：1002815）で。

●職員給与と費（年額）（普通会計・令和7年度決算）

1人あたり給与と費 686万6千円

※給料、職員手当（退職手当を除く。）

※期末・勤勉手当は6月2.30月分、12月2.35月分。

●平均給料月額・平均年齢（令和8年4月1日現在）

【一般行政職】34万3,307円・43.3歳

【技能労務職】33万171円・49.8歳

●職員数の状況／常勤職員 2,814人（令和8年4月1日現在）

●令和7年度 普通会計決算

歳出額	1,728億5,344万2千円
人件費以外（85.5%）	1,477億1,962万4千円
人件費（14.5%）	251億3,381万8千円

●特別職の給料・報酬（令和8年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当（令和7年度）
市長	95万円	3.25月分
副市長	82万円	
議長	79万円	4.65月分
副議長	72万円	
議員	66万円	

Pick Up

01カスタマーハラスメント防止対策について

問 人事課 ☎435-1019

和歌山市では、職員の人権を守り、公平・公正な行政サービスの提供を実現するため、「和歌山市カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定しました。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。詳細は、市HPでご確認ください。



◀ HP



カスタマーハラスメントに該当する行為の例

以下の記載は例示であり、これらに限るものではありません。

①言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- ・そもそも要求に理由がない又は行政サービス等と全く関係のない要求
- ・対応が著しく困難又は対応が不可能な要求

②手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動（大声、恫喝、反社会的な言動等）
- ・継続的、執拗な言動（執拗な責め立て、執拗な電子メールの送信等）
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁等）
- ・性的な言動（性的な発言、つきまとい等）

カスタマーハラスメントへの対応

職員に対するカスタマーハラスメントに該当する行為が行われた場合には、職員を守るため、組織的に毅然とした対応を行います。

また、状況に応じて、当該行為を止めるよう警告し、対応を中止する、庁舎等からの退去を求めるなどの措置をとり、特に悪質な場合には、警察へ通報する、弁護士に相談するなど法的に対応します。

Pick Up

02「火の確認 いい日を支える いい習慣」（令和8年度 全国統一防火標語）

02秋の火災予防運動 11月9日☎~15日☎

問 予防課 ☎427-0119

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となりました。寒さも増して火を使う機会が多くなるこの時期、今一度火災予防への意識を高め、火災を未然に防ぎましょう。

和歌山市消防局では、この期間中、消防車による市内巡回などを通じて市民の皆さまに「火の用心」を呼びかけています。火災予防へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、住宅火災を防ぎ、“もしもの時”の被害を最小限に抑えるため、次の点に心がけてください。



『住宅防火 いのちを守る 10のポイント』

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こたろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこたろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。